

広報あこう有料広告掲載取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、赤穂市有料広告掲載取扱いに関する要綱（平成18年赤穂市訓令甲第4号以下「要綱」という。）に基づき、赤穂市（以下「市」という。）が作成する印刷物等への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の範囲)

第2条 要綱第3条第1項第8号に規定する広報あこうに掲載する広告として適当でない
と認めるものは、次の各号に掲げる広告とする。

- (1) 投資的、投機的商品の広告
- (2) 出資者及び出資金の募集広告
- (3) 霊感商法等悪質商法と認めるものの広告
- (4) 債権取立て、回収等の広告
- (5) 興信所の広告
- (6) 危険を伴う民間療法の広告
- (7) 人権を害するおそれがある広告
- (8) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与えるおそれのある
る広告
- (9) 求人広告その他これに類する広告
- (10) 不動産物件に関するもの、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）による
登録がなされていない業者の広告
- (11) その他市長が掲載を不相当と認める広告

(広告掲載の位置)

第3条 広告の位置は、広報あこうの紙面のうち、情報コーナーの4ページ以内の枠数で
市が指定した位置とする。

(掲載する広告の規格)

第4条 広告のサイズは、次のとおりとする。

サイズ	
①	縦46mm×横183mm
②	縦46mm×横90mm
③	縦46mm×横60mm

(広告掲載料等)

第5条 広告掲載料は、次のとおりとする。

サイズ	掲 載 料 金		
	1回分	6回分	12回分
①	25,000円	120,000円	225,000円
②	14,000円	67,200円	126,000円
③	10,000円	48,000円	90,000円

(広告内容等)

第6条 広告の内容及びデザインは、広報あこうのイメージを損なうことのないよう、広告主と協議のうえ掲載するものとする。

2 広告原稿にイラスト・写真・ロゴ等を使用する場合は、広告主において著作権の確認を行い、著作権料が発生する場合は、広告主の負担とする。

(広告の掲載期間)

第7条 広告掲載期間は1月単位とし、連続する掲載期間は最長12月とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りではない。

(広告の申込み)

第8条 同一申込者が申し込める広告は、1月につき1枠限りとする。

(補則)

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この基準は、平成18年3月1日から施行する。

この基準は、平成18年11月1日から施行する。